

令和5年5月23日

## 事業基盤強化促進業務における指定金融機関の指定について

造船法（昭和25年法律第129号）第18条第1項の規定に基づき、令和5年5月22日付けで同条第4項第3号ロに規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第19条第1項の規定に基づき公示する。

1. 指定金融機関の商号又は名称  
株式会社伊予銀行
2. 指定金融機関の住所  
愛媛県松山市南堀端町1番地
3. 事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地  
別表のとおり

(別表)

営業所又は事務所の名称	所在地
本店営業部	愛媛県松山市南堀端町1番地
三津浜支店	愛媛県松山市三杉町9番1号
今治支店	愛媛県今治市常盤町4丁目2番地1
波止浜支店	愛媛県今治市波止浜1丁目1番4号
大島支店	愛媛県今治市吉海町八幡162番地2
伯方支店	愛媛県今治市伯方町木浦字樋之口甲1681番地の第2
新居浜支店	愛媛県新居浜市繁本町5番20号
三島支店	愛媛県四国中央市三島中央1丁目5番16号
西条支店	愛媛県西条市大町字弁財天681番地1
八幡浜支店	愛媛県八幡浜市船場通380番地1
臼杵支店	大分県臼杵市大字臼杵字豊屋町350番地の3
津久見支店	大分県津久見市中央町25番8号
佐伯支店	大分県佐伯市城東町4番1号
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区紺屋町4番6号
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目26番23号
高松支店	香川県高松市番町1丁目7番1号
高知支店	高知県高知市本町2丁目1番9号
徳島支店	徳島県徳島市かちどき橋2丁目29番地1
尾道支店	広島県尾道市東御所町3番11号
福山支店	広島県福山市船町7番22号
岡山支店	岡山県岡山市北区表町3丁目1番36号
徳山支店	山口県周南市二番町1丁目1番地
神戸支店	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目4番16号
大阪支店	大阪府大阪市中央区南本町4丁目2番21号
東京支店	東京都中央区日本橋1丁目3番13号
新宿支店	東京都新宿区新宿4丁目1番6号